

御意見及びそれに対する考え方

(「内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令案についての意見・情報の募集」の結果について)

御意見	考え方
① 様式第一（第三条関係）について (1) 名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。 (2) 公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 (3) 現在の記載項目に加えて、何らかの通し番号もあると良いと考える（また、制度において、事業者や市民が通し番号を含めた指定についての確認を行えるようであると望ましいと考える。）。	御意見については参考意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
② 様式第二（第五条関係）について (1) 様式において、法人については法人番号の記載を行わせた方が適切と考える。 (2) 何らかの事情（吸収・合併等）で法人番号の変更がある場合についてはその記載も行えるような様式にしておいた方が良いのではないかと考える。 (3) 「名称又は住所」についてはそのどちらであるかが示されるような様式とした方が適切ではないかと考える。 (4) 書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える（電子的手続の場合は電子署名）。	
③ 様式第三（第六条関係）について (1) 名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。	

(2) 公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 (3) 指定に関する何らかの通し番号あるいは法人については法人番号の記載を行なう等されたい。 ④ 様式第四（第七条関係）について 検査証様式において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。	
---	--

その他の意見提出もありましたが、今回の制定案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の農林水産行政の推進、より良い意見公募手続の実施の際に参考とさせていただきます。